

居宅介護（介護予防）住宅改修費のあらまし

1 居宅介護（介護予防）住宅改修費

在宅の要介護（支援）者が、手すりの取り付けなどの一定の住宅改修を行ったときは、居宅介護（介護予防）住宅改修費として、介護保険から支給されます。支給額は、居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる住宅改修の費用の7～9割相当額で、支給限度基準額（20万円）の7～9割（14～18万円）が上限になります。

□ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる住宅改修

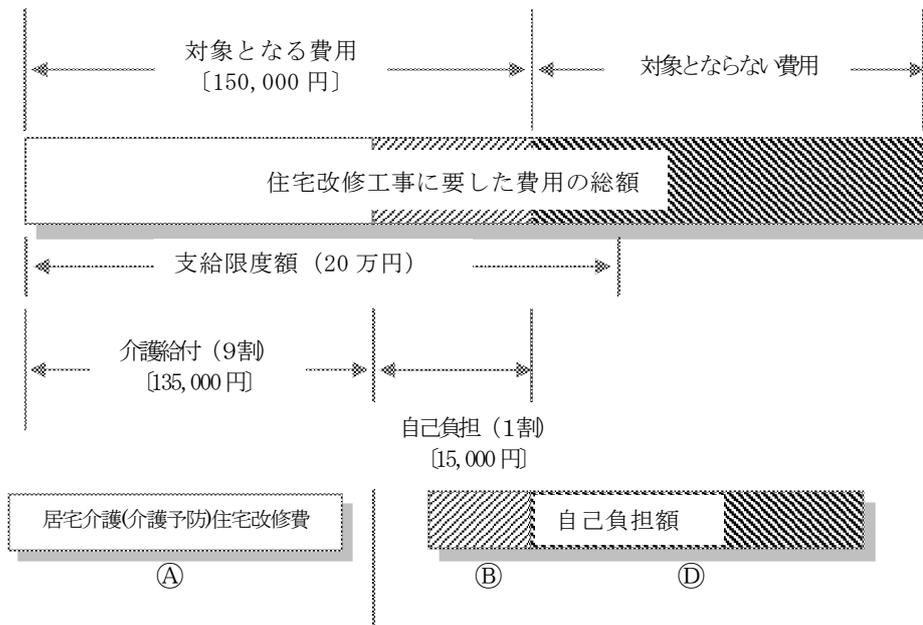
- ① 手すりの取り付け — 廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などに、転倒予防、異動や移乗動作の補助を目的として設置するものが対象となります。
- ② 段差の解消 — 居室、廊下、便所、浴室、玄関などの各室間の床の段差、玄関から道路までの通路などの段差又は傾斜を解消するものが対象となります。
- ③ 滑りの防止や移動の円滑化などのための床や通路面の材料の変更 — 居室においては畳敷から板製床材やビニル系床材などへの変更（必要性が認められた場合、衝撃緩和機能付きのものや滑りにくい素材の畳敷への変更も対象となります。）、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などが対象となります。
- ④ 引き戸などへの扉の取り替え — 開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替えるといった扉全体の取り替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置なども対象となります。
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取り替え — 和式便器の洋式便器への取り替えや、便器の位置・向きの変更等が対象となります。
- ⑥ その他、①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

□ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる住宅

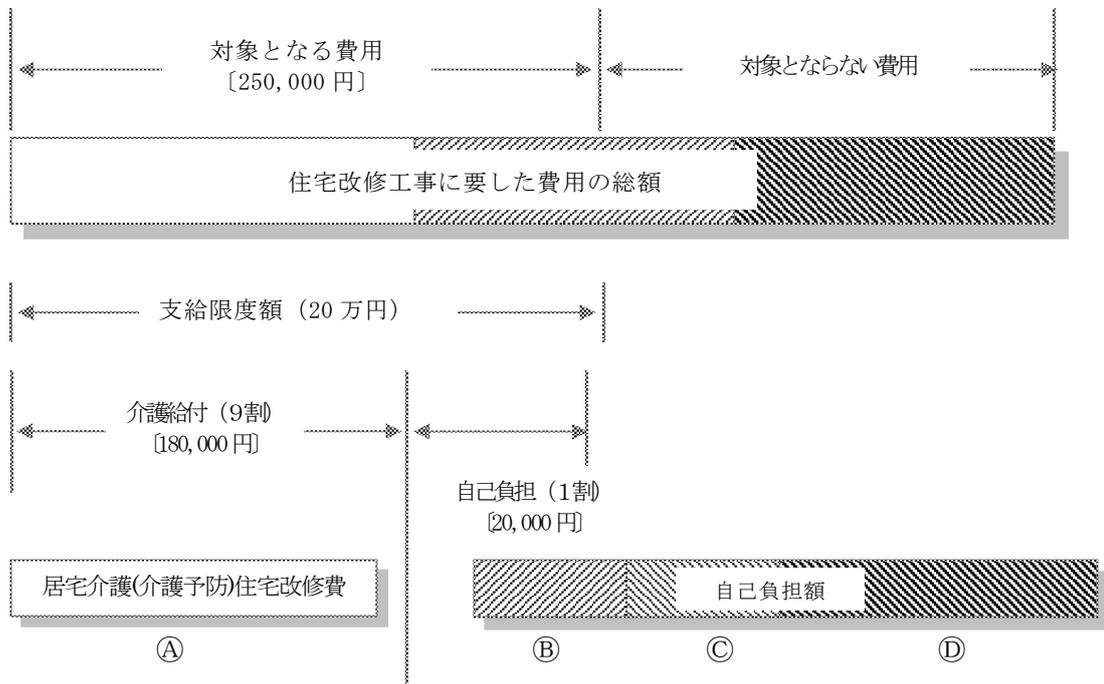
介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地（一般には住民登録地）の住宅のみが対象となります。

このため、要介護（支援）者が子供の住宅に一時的に身を寄せている場合に子供の住宅について住宅改修を行った時、子供の住宅に住所地が移されていれば（転居届が出されていれば）介護保険の住宅改修の支給対象となりますが、住所地が移されていなければ支給対象になりません。

〔例1〕 居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる工事に要した費用が 20 万円以内で1割負担の場合



〔例2〕 居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象工事に要した費用が 20 万円を超える1割負担場合



- ① 居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる工事に要した費用（20 万円を超えるの場合は 20 万円）の 9 割の金額（居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給額に相当する費用）
- ② 対象となる工事に要した費用（20 万円を超える場合は 20 万円）の 1 割の金額
- ③ 対象となる工事に要した費用のうち 20 万円を超える部分の金額
- ④ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象とならない工事に要した費用

□ 住宅改修の支給限度基準額

居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給限度基準額は、同一住宅で同一要介護（支援）者あたり 20 万円です。1 割負担の場合は、これを支給額で示すと 9割になり、18万円になります。

再度、住宅改修を行った場合、それまでの支給額の累計が 18万円に達していなければ、その残額を上限として支給を受けることができます。



2 居宅介護（介護予防）住宅改修費の手続き

■ まず、指定居宅介護支援事業者に相談します。

要介護（支援）者の住環境の改善のために住宅改修が必要と思われた時には、まず、指定居宅介護支援事業者（ケアプラン作成機関）の介護支援専門員（ケアマネージャー）に相談してください。

〔住宅改修が必要な理由書〕 要介護（支援）者や家族の方は、これを参考として、住宅改修の内容を決定してください。その際に、介護支援専門員に住宅改修が必要な理由書を作成してもらってください。なお、相談や理由書の作成については無料となっています。

□ 住宅改修についての相談窓口

介護支援専門員は、その専門的な知識から、要介護（支援）者の身体機能のさまざまな状態に適合した住宅改修方法などを一緒に考え、助言を行います。また、居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる住宅改修には一定の要件がある（1ページ参照）ことから、希望する住宅改修が介護保険給付の対象となるかどうかについても介護支援専門員に相談してください。

希望する住宅改修が介護保険給付の対象となるかどうかについては、市役所介護保険課でも相談に応じていますので、お気軽にお問い合わせください。

□ 入所（入院）中の場合の居宅介護（介護予防）住宅改修費

退所（退院）後の自宅生活に備えた住宅改修については、介護保険の住宅改修の支給対象となります。

介護保険施設に入所（入院）中の場合や病院などに入院中の場合は、住宅を改修する必要性が認められないことから、介護保険の住宅改修の支給対象になりません。ただし、退所（退院）後の住宅について予め改修しておくことについては必要性が認められることから、入所（入院）中に住宅改修を行い、退所（退院）後に支給申請を行った場合は支給対象となります。なお、住宅改修を行っても退所（退院）しないこととなった場合は支給対象になりません。

■ 次に、施工事業者と打ち合わせます。

住宅改修の内容がまとまりましたら、施工事業者（工事を行う工務店など）と打ち合わせてください。

まず、施工事業者に住宅改修の内容を説明してください。そして、施工事業者から図面や見取り図などの作成や工事費見積の提示をしてもらい、後で誤解が生じないように十分に打ち合わせてください。また、工事期間や工事費の支払方法なども打ち合わせておく必要があります。このとき、介護支援専門員にも同席してもらおうとその後の手続きが円滑に進むでしょう。

■ 事前申請をします。

住宅改修の内容や工事費などに納得した場合には、住宅改修の内容を決定し、介護支援専門員を通じて市役所介護保険課に居宅介護（介護予防）住宅改修の事前申請をします。

事前申請内容に不備等がなければ、一週間程度で介護支援専門員を通じ承認の連絡がありますので、その後に着工してください。

事前申請に必要なものは次のとおりです。

- 盛岡市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
（確認後写しをとってお返しします。）
- 住宅改修が必要な理由書
- 工事費見積書
- 住宅改修前の写真

※要介護（支援）者と住宅改修を行った住宅（または住宅改修を行った個所）の所有者が異なる場合

- 住宅改修の承諾書（支給申請時必須。事前にもらっておくべきです。）
- 施工事業者などが作成した住宅改修前後の状態を表す図面等
（可能な限り添付いただくようお願いしています。）

※何らかの事情で、住宅改修前の写真に日付がない場合

- 写真撮影年月日証明書

■ 事前申請の承認の連絡後、住宅改修の工事を始めます。

〔住宅改修の承諾書〕

住宅改修を行う住宅が賃貸されているものである場合や自宅であっても所有者が要介護（支援）者の家族である場合など、要介護（支援）者と住宅改修を行う住宅（または住宅改修を行う個所）の所有者が異なる場合には、所有者から住宅改修の承諾を得て、住宅改修の承諾書を作成してもらってください。

〔住宅改修前の写真〕

工事に着手する前に、改修する場所の写真を撮影しておいてください。このとき、撮影日がわかるようにするため、日付機能のあるカメラの使用や、黒板や紙などに日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをしてください。

〔住宅改修後の写真〕

工事が完了した後にも、改修した場所の写真を、撮影日がわかるように撮影しておいてください。

工事の途中で住宅改修の内容や工事費などに変更が見込まれた場合には、あらかじめ施工事業者と打ち合わせをし、介護支援専門員にも速やかに連絡してください。

※ 事前申請時から、工事内容等が変更となる場合は、工事前に必ず介護保険課へご連絡ください。

■ 工事費を施工事業者へ支払います。

工事が完了したことを確認しましたら、住宅改修工事に要した費用の総額〔2ページの例であれば、①+②+③+④〕を施工事業者へ支払ってください。このとき、居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給の対象には含まれませんが、対象となる工事に要した費用のうち 20 万円を超える部分の金額〔③〕や対象とならない工事に要した費用〔④〕も支払うことになります。

〔領収書、工事費内訳書〕

支払った際には、施工事業者から領収書や工事費内訳書などを受け取ってください。

□ 施工事業者へのお願い

要介護（支援）者から支払いを受けた時は、必ず、領収書と工事費内訳書を交付してください。工事費内訳書は、工事を行った個所や内容、規模を明記したもので、材料費や施工費、諸経費などを適切に区分したものが必要になります。

なお、工事費内訳書につきましても、領収書と同様にその内容を証明していただく観点から、事業者名を記名・押印したものが必要となります。

■ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。（事後申請）

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書などを市役所介護保険課に提出してください。必要な書類は次のとおりですので、確認欄（□）でチェックしてください。

- 盛岡市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 領収書（会社名・社印が記名・押印された原本をお持ちください。）
- 工事費用の内訳書
- 住宅改修前の写真（事前申請時に提出済みのときは不要。）
- 住宅改修後の写真（事前申請時と同じ角度で撮影してください。）

※要介護（支援）者と住宅改修を行った住宅（または住宅改修を行った個所）の所有者が異なる場合

- 住宅改修の承諾書（事前申請時に提出済みのときは不要。）

※何らかの事情で、住宅改修前の写真がない場合

- 施工事業者などが作成した住宅改修前の状態を表す図面（事前申請時に提出済みのときは不要。）

※何らかの事情で、住宅改修前の写真がない場合

- 住宅改修開始年月日証明書

※何らかの事情で、住宅改修前の写真や住宅改修後の写真に日付がない場合

- 写真撮影年月日証明書

□ 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書の記入上の留意点

- ① 申請者氏名や申請者住所の欄は、要介護（支援）者の氏名や住所を記入してください。
- ② 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支払いは、銀行・信用金庫・農協の口座への振込になります。このため、お使いの通帳を確認の上、口座振替依頼欄に口座番号や口座名義人などを記入してください。
- ③ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支払いを受ける権利は、要介護（支援）者にあります。このため、他の方の名義の口座へ振込を希望される場合には、受領委任の欄に要介護（支援）者の氏名を記入し、必ず押印してください。印鑑は、認印で構いません。

■ 居宅介護（介護予防）住宅改修費が支払われます。

書類を審査して間違いがなければ、盛岡市は居宅介護（介護予防）住宅改修費を指定の口座に振り込みます。支払いは、申請書などを提出した月の翌月の下旬になります。



3 受領委任払制度とその手続き

受領委任払制度は、要介護（支援）者が居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給額に相当する費用を施工事業者を支払わなくてもよいこととし、その代わりに、盛岡市からの居宅介護（介護予防）住宅改修費の受け取りを施工事業者に指定するしくみです。

■ まず、指定居宅介護支援事業者に相談します。

※「2 居宅介護(介護予防)住宅改修費の手続き」の3ページを参照してください。

■ 次に、施工事業者と打ち合わせます。

※「2 居宅介護(介護予防)住宅改修費の手続き」の3～4ページを参照してください。

このとき、受領委任払制度の取り扱いが可能であるか相談してください。

□ 事前に施工事業者の承諾が必要です。

受領委任払制度の取り扱いを希望する場合は、前もって、施工事業者に相談し、承諾を得る必要があります。なお、施工事業者の都合により、希望に応じることができない場合があります。

□ 施工事業者へのお願い

施工事業者にあつては、居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる住宅改修の把握、必要とする書類の作成などに不明や疑問の点があるかと思いますが、そのような際には市役所介護保険課や介護支援専門員にお問い合わせ下さい。

■ 事前申請をします。

※「2 居宅介護(介護予防)住宅改修費の手続き」の4ページを参照してください。

■ 事前申請承認の連絡後、住宅改修の工事を始めます。

※「2 居宅介護(介護予防)住宅改修費の手続き」の4ページを参照してください。

■ 工事費を施工事業者へ支払います。

工事が完了したことを確認しましたら、住宅改修工事に要した費用のうち居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給額に相当する費用〔2ページの例であれば、**④**〕を除いた額〔**⑤**+**③**+**④**〕を施工事業者へ支払ってください。このとき、居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給の対象には含まれませんが、対象となる工事に要した費用のうち20万円を超える部分の金額〔**③**〕や対象とならない工事に要した費用〔**④**〕も支払うこととなります。

〔費用説明書〕

請求を受けた際には、施工事業者から費用説明書を受け取り、請求額の説明を受けてください。

〔領収書、工事費内訳書〕

支払った際には、施工事業者から領収書や工事費内訳書などを受け取ってください。

□ 居宅介護（介護予防）住宅改修費費用説明書

通常、住宅改修工事に要した費用の総額〔2ページの例であれば、**④**+**⑤**+**③**+**④**〕と請求額は一致するものですが、受領委任払制度では、これが一致しないこととなります。これは、費用総額から居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給額に相当する費用〔**④**〕を控除したものが請求額になるためです。

費用説明書は、費用総額と請求額の間を説明する書類です。これを施工事業者から受け取り、費用総額が事前に施工事業者と打ち合わせた工事費に一致していることを確認していただき、併せて、請求額や居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給額に相当する費用の根拠を確認してください。

□ 施工事業者へのお願い

要介護（支援）者に請求した時は、必ず、費用説明書を交付し、請求額を説明してください。費用説明書は、受領委任払制度では、住宅改修工事に要した費用の総額と請求額が一致しないこととなり、その関係が要介護（支援）者にとって解り難いものとなることから、これを図解することにより説明するものです。

また、要介護（支援）者から支払いを受けた時は、必ず、領収書と工事費内訳書を交付してください。工事費内訳書は、工事を行った箇所や内容、規模を明記したもので、材料費や施工費、諸経費などを適切に区分したものが必要になります。

なお、費用説明書や工事費内訳書につきましても、領収書と同様にその内容を証明していただく観点から、事業者名を記名・押印したものが必要となります。

■ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書などを市役所介護保険課に提出してください。必要な書類は次のとおりですので、確認欄（□）でチェックしてください。

- 盛岡市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書
- 領収書（原本をお持ちください。）
- 工事費用の内訳書
- 居宅介護（介護予防）住宅改修費費用説明書
- 住宅改修前の写真（事前申請時に提出済みのときは不要。）
- 住宅改修後の写真

※要介護(支援)者と住宅改修を行った住宅(または住宅改修を行った個所)の所有者が異なる場合

- 住宅改修の承諾書（事前申請時に提出済みのときは不要。）

※何らかの事情で、住宅改修前の写真がない場合

- 施工事業者などが作成した住宅改修前の状態を表す図面（事前申請時に提出済みのときは不要。）

※何らかの事情で、住宅改修前の写真がない場合

- 住宅改修開始年月日証明書

※何らかの事情で、住宅改修前の写真や住宅改修後の写真に日付がない場合

- 写真撮影年月日証明書

- 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（委任払用）の記入上の留意点

- ① 申請者氏名や申請者住所の欄は、要介護（支援）者の氏名や住所を記入してください。
- ② 口座振替依頼欄は、施工事業者において居宅介護（介護予防）住宅改修費の受け取りに適した口座番号や口座名義人などを記入してください。受領委任払制度では、施工事業者の口座の記入が必須になります。
- ③ 受領委任の欄は、要介護（支援）者の氏名を記入し、必ず押印してください。印鑑は、認印で構いません。

- 領収書

居宅介護（介護予防）住宅改修費の対象となる工事に要した費用（20万円を超える場合は20万円）の1割の金額〔2ページの例であれば、㊸〕と、対象となる工事に要した費用のうち20万円を超える部分の金額〔㊹〕及び対象とならない工事に要した費用〔㊺〕

(㉔、㉕はある場合のみ) の合計が確認できる領収書を添付してください。

■ 居宅介護（介護予防）住宅改修費が支払われます。

書類を審査して間違いがなければ、盛岡市は居宅介護（介護予防）住宅改修費を指定の施工事業者の口座に振り込みます。支払いは、申請書などを提出した月の翌月の下旬になります。

つまり、施工事業者は、住宅改修工事に要した費用のうち居宅介護（介護予防）住宅改修費に相当する分について、要介護（支援）者に代わって盛岡市から支払いを受けることとなります。

居宅介護（介護予防）住宅改修費のことをはじめ、介護保険制度についてのお問い合わせは次までどうぞ。

盛岡市保健福祉部介護保険課受付給付係

TEL（代表）019-651-4111 内線3532～3534

（ダイヤルイン）019-626-7561